

第6 二以上の障害が重複する
場合の取扱いについて



一 障害等級の認定方法

- (1) 二つ以上の障害が重複する場合の障害等級は、重複する障害の合計指数に応じて、次により認定する。

合計指数	認定等級
18以上	1級
11~17	2級
7~10	3級
4~6	4級
2~3	5級
1	6級

- (2) 合計指数の算定方法

ア 合計指数は、次の等級別指数表により各々の障害の該当する等級の指数を合計したものと
する。

合計指数	認定等級
1級	18
2級	11
3級	7
4級	4
5級	2
6級	1
7級	0.5

イ 合計指数算定の特例

同一の上肢又は下肢に重複して障害がある場合の当該1上肢又は1下肢に係る合計指数は、機能障害のある部位（機能障害が2か所以上あるときは上位の部位とする。）から上肢又は下肢を欠いた場合の障害等級に対応する指数の値を限度とする。

(例1)

{	右上肢のすべての指を欠くもの	3級	等級別指数	7
	” 手関節の全廃	4級	”	4
			合計	11

上記の場合の合計は11となるが次の障害の指数が限度となるため合計指数は7となる。

右上肢を手関節から欠くもの 3級 等級別指数 7

(例2)

左上肢の肩関節の全廃	4級	等級別指数	4
" 肘関節の全廃	4級	"	4
" 手関節 "	4級	"	4
		合計	12

上記の場合の合計は12となるが次の障害の指数が限度となるため合計指数は11となる。

左上肢を手関節から欠くもの 2級 等級別指数 11

二 認定上の留意事項

- (1) 音声機能障害、言語機能障害及びそしゃく機能障害の重複については1の認定方法を適用しない。
- (2) 体幹機能障害と下肢機能障害は原則として1の認定方法を適用してさしつかえないが、例えば、神経麻痺で起立困難なもの等については体幹及び下肢の機能障害として重複認定すべきではなく、体幹又は下肢の単独の障害として認定するものとする。
- (3) 聴覚障害と音声、言語機能障害が重複する場合は、1の認定方法を適用してさしつかえない。例えば、聴力レベル100dB以上の聴覚障害（2級指数11）と音声・言語機能の喪失（3級指数7）の障害が重複する場合は1級（合計指数18）とする。
- (4) 7級の障害は、等級別指数0.5とし、6級以上の障害と同様に取り扱って合計指数を算定する。

三 その他

上記により認定される障害等級が著しく均衡を欠くと認められるものについては、地方社会福祉審議会の意見を聞いて別に定めるものとする。